別表の第２章通則の８の注１中「別に」を「イについては、別に」に改め、同８の注４を同８の注５とし、同８の注３を同８の注４とし、同８の注２を同８の注３とし、同８の注１の次に次のように加える。

注２　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、疾患等に応じた診療計画を作成して行われる場合に算定する。

別表の第２章通則の10中「1,040点」を「1,000点」に改め、同10の注４を同10の注５とし、同10の注３の次に次のように加える。

注４　当該療法について、疾患等に応じた診療計画を作成して行った場合は、医療観察疾患別等診療計画加算として、所定点数に40点を加算する。

別表の第２章通則の11のイを次のように改める。

イ　医療観察精神科訪問看護・指導料(I)

⑴　週３日目まで　30分以上の場合　575点

⑵　週３日目まで　30分未満の場合　440点

⑶　週４日目以降　30分以上の場合　675点

⑷　週４日目以降　30分未満の場合　525点

別表の第２章通則の11のロの次に次のように加える。

ハ　医療観察精神科訪問看護・指導料(II)

⑴　週３日目まで　30分以上の場合　445点

⑵　週３日目まで　30分未満の場合　340点

⑶　週４日目以降　30分以上の場合　545点

⑷　週４日目以降　30分未満の場合　415点

別表の第２章通則の11の注１中「通院対象者又は」を「通院対象者（当該通院対象者と同一の建物に居住する他の通院対象者に対して指定通院医療機関が同一日に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合の当該通院対象者（以下「同一建物居住者」という。）を除く。）又はその」に改める。

別表の第２章通則の11の注２中「並びに同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設」を削り、「訪問させて、」の下に「同時に」を加える。

別表の第２章通則の11の注８中「合計は、」の下に「注７ただし書及び注８の場合を除き、」を加え、同11の注８を同11の注13とする。

別表の第２章通則の11の注７を同11の注12とし、同11の注６を同11の注11とし、同11の注５に次のただし書を加え、同注を同11の注７とする。

ただし、注１及び注３に規定する場合であって、当該通院対象者が服薬中断等により急性増悪し、医師が必要と認め指示した場合には、当該急性増悪した日から７日以内の期間について、１日につき１回に限り算定することができる。

別表の第２章通則の11の注７の次に次のように加える。

注８　注７ただし書の通院対象者について、さらに継続した医療観察精神科訪問看護・指導が必要と医師が判断した場合には、急性増悪した日から１月以内の医師が指示した連続した７日間（注７ただし書に規定する期間を除く。）については、１日につき１回に限り算定することができる。

注９　注１及び注３に規定する場合であって、夜間（午後６時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前６時から午前８時までの時間をいう。以下同じ。）に医療観察精神科訪問看護・指導を行った場合は、医療観察夜間・早朝訪問看護加算として所定点数に210点を加算し、深夜（午後10時から午前６時までの時間をいう。以下同じ。）に医療観察精神科訪問看護・指導を行った場合は、医療観察深夜訪問看護加算として所定点数に420点を加算する。

注10　注１及び注３に規定する場合であって、通院対象者又はその家族等の求めを受けた指定通院医療機関（診療所又は在宅療養支援病院に限る。）の医師の指示により、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師等が緊急に医療観察精神科訪問看護・指導を実施した場合には、医療観察精神科緊急訪問看護加算として、１日につき所定点数に265点を加算する。

別表の第２章通則の11の注４を同11の注５とし、同注の次に次のように加える。

注６　注１及び注３に規定する場合であって、急性増悪等により長時間の訪問を要する者に対し、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師等が、長時間にわたる医療観察訪問看護・指導を実施した場合には、医療観察長時間精神科訪問看護・指導加算として週１回に限り、所定点数に520点を加算する。

別表の第２章通則の11の注３を削り、同11の注２の次に次のように加える。

注３　医療観察精神科訪問看護・指導料(III)については、通院対象者（同一建物居住者に限り、注２に規定する通院対象者を除く。）又はその家族等に対して、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注４　注１及び注３に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、複数の保健師等、准看護師又は看護補助者を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては週１回を限度とする。

イ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が他の保健師等と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合　450点

ロ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が准看護師と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合　380点

ハ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が看護補助者と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合　300点

別表の第２章通則の13を同通則の14とし、同通則の12を削り、同通則の11の次に次のように加える。

12　医療観察精神科訪問看護指示料　300点

注１　通院対象者に対する診療を担う指定通院医療機関の医師が、診療に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関からの訪問看護の必要を認め、通院対象者又はその家族等の同意を得て訪問看護事業型指定通院医療機関に対して、医療観察精神科訪問看護指示書を交付した場合に、通院対象者１人につき月１回に限り算定する。

注２　当該通院対象者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、当該通院対象者に対する診療を担う指定通院医療機関の医師が、一時的に頻回の指定訪問看護を行う必要を認め、通院対象者又はその家族等の同意を得て訪問看護事業型指定通院医療機関に対して、その旨を記載した医療観察精神科訪問看護指示書を交付した場合は、医療観察精神科特別訪問看護指示加算として、通院対象者１人につき月１回に限り、所定点数に100点を加算する。

13　医療観察抗精神病特定薬剤治療指導管理料

イ　医療観察持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料　250点

ロ　医療観察治療抵抗性統合失調症治療指導管理料　500点

注１　イについては、持続性抗精神病注射薬剤を投与している統合失調症の通院対象者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、月１回に限り、当該薬剤を投与したときに算定する。

注２　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、治療抵抗性統合失調症治療薬を投与している治療抵抗性統合失調症の通院対象者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、当該薬剤の効果及び副作用等について通院対象者に説明し、療養上必要な指導を行った場合に、月１回に限り、当該薬剤を投与したときに算定する。